

令和8年度仙台市ヤングケアラーの把握及び支援体制検証業務に関する質問及び回答

番号	質問項目	回答
1	再委託の可否 調査設計・データ分析について、専門的知見を有する大学研究者への再委託は可能でしょうか。可能な場合、事前承認等の手続きを教えてください。	仕様書10(7)に記載のとおり、業務のすべてを委任、又は請け負わせることはできません。業務の一部(主たる部分を除く)について再委託する場合は、事前に書面で申請し発注者から書面での承諾を得た場合にのみ可能です。
2	既存データの有無 仙台市として、ヤングケアラーに関する既存の調査データや把握している実態はありますか。ある場合、企画提案書作成の参考資料として提供いただけますか。	令和3年度に「小学生・中高生の生活実態に関するアンケート調査」を実施しております。その結果につきましては提供可能です。
3	こども家庭センターの現状 仙台市のこども家庭センターにおける、現在のヤングケアラー把握・支援の取組状況を教えてください。	本市こども家庭センターでは、相談支援の過程において、こどもや家庭の生活状況を確認するとともに、関係機関からの情報提供や相談を通じて、ヤングケアラーの把握に努めております。支援にあたっては、相談員が対面にて相談に応じ、過度なケア負担によりこどもの学びや成長の機会が損なわれることのないよう、必要に応じて、ヘルパー派遣の利用勧奨や、ケアの対象となっている家族への福祉サービスの導入を図る等、学校や介護事業所等の関係機関等と連携しながら、適切な支援へつなぐ取り組みを行っています。
4	既存団体との連携方法(学校内サロン) 既に他のNPO法人等により学校内サロンが実施されている学校において、本事業でサロンを実施する場合、既存の取組との役割分担や棲み分け、連携方法について、現時点での想定があればご教示いただけますと幸いです。	調査校のうち新たに実施する学校内サロンについては、本業務の受託者のみで実施していただきます。既に学校内サロンを実施している学校については、学校の意向も確認のうえ調整します。
5	学校との連携体制 学校、こども家庭センター、関係機関の現在の連携体制について教えてください。特に、ヤングケアラーが発見された場合の情報共有フローがあれば教えてください。	本市では、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中でヤングケアラー支援についても連携を図っています。委託事業の実施にあたっては、教育委員会、こども家庭センターと調整したフロー案(委託仕様書「5(2)」の流れを踏まえたもの。)があります。詳細は学校との調整になりますが、想定では、児童生徒ごとの支援の方向性の提示までが学校との連携、家庭支援が必要な児童生徒については、保護者等との面談からがこども家庭センターとの連携となり、こども家庭センターと情報共有を行いながら個別支援へと進んでいただきます。

6	判定基準・優先度の考え方 ヤングケアラーの疑いのある児童生徒の特定にあたり、支援の必要性・緊急性の判断基準や優先度の考え方について、現時点での想定があればお聞かせいただけますと幸いです。	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）（令和6年6月12日付こ支庁第265号子ども家庭庁支援局長施行通知）及び「ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）」（令和6年度子ども家庭庁委託事業）に示されている内容の想定です。
7	面談の位置づけ 児童生徒との面談（約50人）について、スクリーニング後の詳細アセスメントとしての位置づけか、または支援導入を前提とした関わりか、ご見解を伺えますでしょうか。	アセスメントとしての位置づけです。ただし、アンケートの回答から本人に支援希求があることがうかがえる、支援の緊急度が高いケースなどは、支援導入を前提とした関りも含まれます。
8	学校内サロンの開催に関して 仕様書に把握したヤングケアラーへの支援として学校内サロンの開催とありますが、学校内で開くことで対象児童への影響（ステイグマや差別、いじめ等）を想定されているのでしょうか。また、そのような影響があった場合、どのような対応策をお持ちなのか教えてください。	ヤングケアラーが下校後に家族のケアをしていることを考えると、学校内でサロンを行うことが有効であると考えています。学校内サロンへの参加対象者をヤングケアラーだけに限定しないなどの工夫をしていただきます。仕様書5(2)⑤に記載のとおり、学校内サロンについては発注者及び調査校と調整のもと実施することとしておりますので、対象児童への影響で懸念されることは、調査校等と調整した上で実施していただきます。
9	本業務終了後について 本業務を通じて把握したヤングケアラーへの支援（特に、学校内の教室を目的外使用による支援）は、本業務終了後はいかがされるのでしょうか。支援継続の場合は、どのように支援をされるのかお聞かせください。またその際、担当する機関は既にお決まりなのか、お決まりであれば本業務の実施前に決まっている理由と該当機関名と支援内容を教えてください。支援継続ではない場合（学校内支援を継続されない場合）、学校内支援につながった対象児童への対応はいかがされるのか、お考え等をお聞かせください。	本業務で把握したヤングケアラーにつきまして、業務終了後に支援を担当する機関は子ども家庭センターとなり、必要に応じて各種サービスの利用勧奨、相談対応を行います。学校内サロンと同種の事業としてオンラインサロンを実施していますが、当該事業が全ての受け皿になるという想定ではありません。ヤングケアラー本人への支援は十分とは言えない状況です。本業務はヤングケアラーの把握から支援につなぐ体制の検証を目的の一つとして実施するものですので、今回の結果を基に地域での体制づくりや支援のあり方などといった課題の解決に向けた検討につなげたいと考えています。
10	【仕様書 5-(1)-②-イ】 「調査への回答前に児童生徒が視聴する説明資料（調査の目的や回答方法、回答後の相談体制等を盛り込んだもの）を作成する。」とありますが、当該説明資料の印刷および対象校への配送は受注者の業務範囲に含まれますでしょうか。	調査への回答前に児童生徒が視聴する説明資料は、動画やパワーポイント等の電子データを想定しております。
11	【仕様書 5-(2)-③】 「必要に応じ、保護者等との面談」とありますが、面談の方法は対面に限られますでしょうか。オンライン（ビデオ通話）や電話による実施も想定されていますでしょうか。	基本は対面での実施を想定しておりますが、保護者等が希望する際は協議のうえオンライン（ビデオ通話）や電話による実施も可能とします。
12	【仕様書 5-(3)-①】 「調査校以外の学校への周知を目的とした事例集の素案の作成」とありますが、こちらは本業務の実施を通じて得られた事例をもとに作成するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

13	<p>【質問箇所】</p> <ul style="list-style-type: none">・仕様書 5 (1) ② イ 調査方法について・仕様書 5 (3) ② 実態調査結果にかかる分析について <p>【質問】</p> <p>事前啓発手法 (a: 動画視聴) と (b: リーフレット閲覧等) を分けて比較する意図があると理解していますが、市が特に重視している評価指標 (分析軸) はありますか。</p> <p>(質問の意図: 例えば、手法の差による「ヤングケアラーとしての自覚 (気づき) の有無の差」「面談や相談を希望する児童生徒の割合」など、市が効果検証において重要視しているポイントを確認し、提案に反映させたいため。)</p>	<p>こども本人が置かれた状況に気づき、周囲に相談しやすくなることが重要ですので、お見込みのとおり、異なる手法を用いることで児童自身のヤングケアラーとしての自覚 (気づき) にどれほど差異が生じるかをアンケート項目への回答結果より検証し、その結果を基に今後の周知・調査の手法の参考としたいと考えています。</p>
----	---	--